

第6章 計画の推進体制

1 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、計画の円滑な実施に向けて、市長寿課を中心に施策・事業の進行管理を行います。また、本計画の推進状況の市民・事業者への周知や関係機関・団体との共有により、多様な意見を取り入れたうえで着実な計画の推進を図ります。

さらに、「刈谷市介護認定審査会」、「刈谷市介護保険事業計画・刈谷市高齢者福祉計画懇話会」、「刈谷市生活支援・介護予防体制整備推進協議会」、「刈谷市在宅医療・介護連携推進協議会」、「刈谷市老人ホーム入所判定委員会」、「刈谷市福祉有償運送運営協議会」等の会議・協議会における検討結果や意見を、介護保険事業の運営等に適切に反映させます。

2 保険者機能強化推進交付金等の活用

平成29年度（2017年度）の介護保険法改正により、市町村及び都道府県に対し、自立支援・重度化防止等に関する取組を推進するための「保険者機能強化推進交付金」が交付されることとなり、また、令和2年度（2020年度）から公的保険制度における介護予防の位置づけを高めるため、「介護保険保険者努力支援交付金」が創設されました。

本計画を効果的かつ実効性のあるものとするために、「保険者機能強化推進交付金」等の評価結果も活用しつつ地域課題の分析を行い、改善につなげるなど、PDCAサイクルに基づき、管理していきます。そして「保険者機能強化推進交付金」等を着実に獲得し、有効な活用に努めます。